

東京エレクトロングループ

贈収賄・腐敗防止に関する基本方針

目次

<u>贈収賄・腐敗防止に関する基本方針について</u>	2
1. <u>公務員への贈賄の禁止</u>	3
2. <u>商業賄賂の禁止</u>	3
3. <u>収賄の禁止</u>	4
4. <u>不正会計の禁止</u>	4
5. <u>腐敗行為防止のための手続</u>	4
6. <u>グローバル・コンプライアンス推進のための組織</u>	4

贈収賄・腐敗防止に関する基本方針について

目的

グローバル企業として、東京エレクトロン株式会社およびその子会社（以下「TEL グループ」または「会社」とします。）は、米国海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act（以下「FCPA」とします。）、英国贈収賄法（Bribery Act）、日本の不正競争防止法、1988年インド汚職防止法（the India Prevention of Corruption Act 1988）その他の法律を含む贈収賄・腐敗行為防止に関し適用される一切の法律を徹底して遵守します。この贈収賄・腐敗防止に関する基本方針（以下「本方針」とします。）は、TEL グループの従業員が贈収賄・腐敗行為防止法に抵触しうる状況を認識することを支援することを目的として制定するものであり、東京エレクトロングループ倫理基準を補足する方針です。

本方針の適用対象者

本方針は、TEL グループの役員（取締役および監査役を含みます。）、コーポレートオフィサー、執行役員、TEL グループのいずれかの法人と労働契約を締結し、またはその業務に従事し、TEL グループの事業体に労務提供している者（正社員、契約社員、顧問、コンサルタント、独立業務請負人、嘱託者、定年再雇用者、パートタイマー、日々または季節ごとに雇用された労働者）および他企業からの出向者や派遣労働者など会社の業務に従事する者（以下「役員・従業員」と総称します。）に適用します。

報告および社内調査への協力

役員・従業員が、本方針に違反する事実またはそのおそれのある贈収賄、不正会計または手続違反を知った場合（会社が委託する第三者が贈賄を行った疑いがある場合も含みます。）には、速やかに上司、法務またはコンプライアンス部門に報告をしなければなりません。なお、故意に虚偽の申し立てを行った場合または悪意を持って行動した場合を除き、調査によって根拠がないと判明した場合でも、不当に扱われることはありません。また、懸念を誠実に報告した者や調査に協力した者に対して、報復または報復的行為をしてはなりません。報復を受けていると思われる場合は、懸念の提起先に連絡してください。なお、報復および報復的行為は、懲戒処分事由となります。

1

公務員への贈賄の禁止

役員・従業員は、国の内外を問わず、会社の事業活動を行うにあたって、公務員およびこれに準じる者（以下「公務員」とします。）に対し、その公務に関連して、公務員から不当な利益を得るために、直接または間接に（第三者を介することを意味します。）、次に定める金銭その他一切の利益（以下「賄賂」とします。）を供与しようと試み、供与し、申し込み、約束し、またはこれらの行為を承認してはなりません。政府関係者に対して働きかけたという外形があるだけでも、贈収賄が行われたという申し立てを引き起こす可能性が十分に存在することに注意してください。

- 公務員：政府の役職員または公務の対価として政府から俸給や委託費などの報酬を受けている者（警察官、消防官、軍人、税務官、税関検査官、選挙管理者、政府によって設立または資金提供を受けている法人・機関の職員、公立大学の副学長・教授などを含まれます。）、省庁、地方公共団体、政府系企業や政府系法人、公的な国際機関（例：国際連合、世界銀行、国際赤十字、国際オリンピック委員会）、裁判官（裁定の権限を有する者を含みます。）、仲裁人、公共サービス委員会の委員または党員、公職の候補者、これらを代行して公務を行う者
- 賄賂：現金および現金同等物だけでなく、政府の役職員、その家族または関係者への贈答品、旅行、接待、割引、研修および雇用、作為、不作為、雇用またはインターンシップの申し出を含む好意、金銭およびその他の価値のあるもの（政府の役職員またはその家族もしくはその関連者が提携または支援している政党または慈善団体への寄付）の提供
※「現金」には、ファシリテーション・ペイメント（行政サービスにかかる手続きの円滑化などを目的とした少額の支払）を含みます。
- 贈答：自社ロゴ入りペンなどの安価な販促品である場合を除き、会社の社内規程または適用される法律で禁止されている季節の贈り物（例：クリスマスまたは新年の贈り物）および儀礼的な贈り物（例：お土産）を含む、その価値にかかわらず何の見返りもない物品の提供
- 接待：社内規程または適用される法律で禁止されている食事（朝食、ランチ、ディナー）の提供、スポーツの試合や音楽・ショーイベントなどのエンターテインメントイベントへの招待。なお、いかなる場合でも、アダルトエンターテインメントやギャンブルの行われる不適切な場所で公務員を接待することは許されないことに注意してください。

2

商業賄賂の禁止

役員・従業員は、会社の事業活動を行うにあたって、公務員以外の第三者（以下「民間人」とします。例：顧客やサプライヤー）に対し、不正な意図を持って、業務上の利益など（便

宜供与を含みます。)を得るため、特定の行為に従事するよう当該第三者を誘導する目的で、直接または間接に(第三者を介することを意味します)、賄賂を供与し、供与を試み、申し込み、約束し、またはこれらの行為を承認してはなりません。

3

収賄の禁止

TELグループの役員・従業員は、国の内外を問わず、会社の職務に関して、直接間接を問わず、賄賂を要求または受領もしくは受け入れてはなりません。

サプライヤーからの賄賂は、時に過剰な接待または贈答の形式をとることがあります。

4

不正会計の禁止

役員・従業員は、その職務を行うにつき、合理的に詳細かつ正確であり、すべての取引および会社資産の処分の実態を適切に反映する会計記録を作成し、保持しなければなりません。

5

腐敗行為防止のための手続

役員・従業員は、会社の事業に関して次の行為を行う場合、本方針別紙のガイドラインおよび社内規程を遵守しなければなりません。

1. 公務員または民間人への接待・贈答・招聘を行う場合・受ける場合
2. 寄付(地域社会への寄付、政治献金、慈善寄付など)を行う場合
3. 特定の第三者に委託する場合
4. 一定の投資を実施する場合

6

グローバル・コンプライアンス推進のための組織

- 東京エレクトロン株式会社(以下「本社」とします。)は、腐敗行為防止コンプライアンスのための方針を決定し、本方針を定期的に見直して改廃を行い、TELグループのグローバル・コンプライアンス確立を継続的に推進します。
- 本社の法務・コンプライアンス部門は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの指揮の下、リスクアセスメント、定期的な研修、相談受付、不正調査を行い、TELグループ各社における本方針の遵守をサポートします。
- 本社の内部監査部門(監査センター)においては、本方針の遵守状況につき、内部監

査規程に従って監査をします。

- TEL グループの各社においては、本社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーが指名するリージョナル・コンプライアンス・ヘッドまたはコンプライアンス担当責任者が本方針の遵守を推進します。

制定：2020年7月15日

改訂：2025年8月1日

発行元：東京エレクトロン株式会社